



賃金の上げは、 業務改善助成金を活用して計画的に行うのがおすすめです！

10月から徳島県最低賃金が改正されます。(10月1日 改正)

賃金を上げるため、生産性向上に取り組む事業主を支援する助成金があります。新たに生産性を向上させる機器などを導入することにより、恒久的に生産性を高め、賃金引上げにつなげることが目的です。

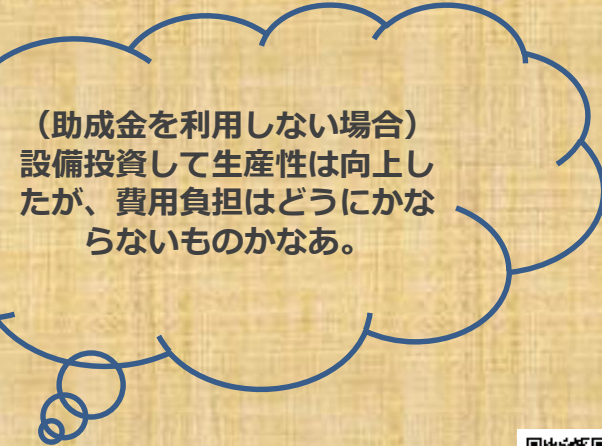
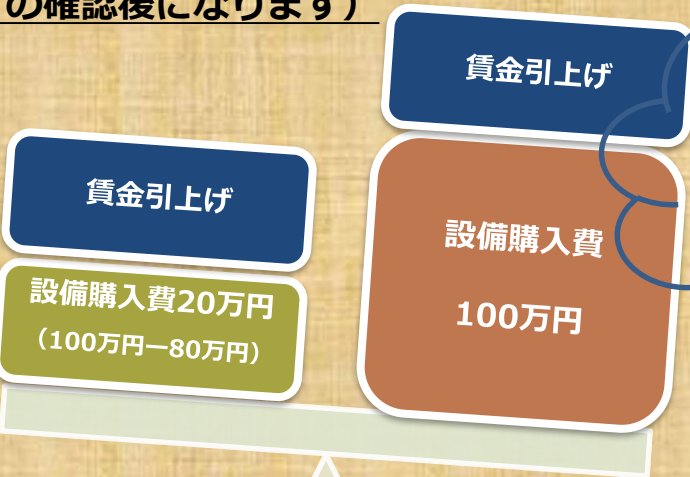
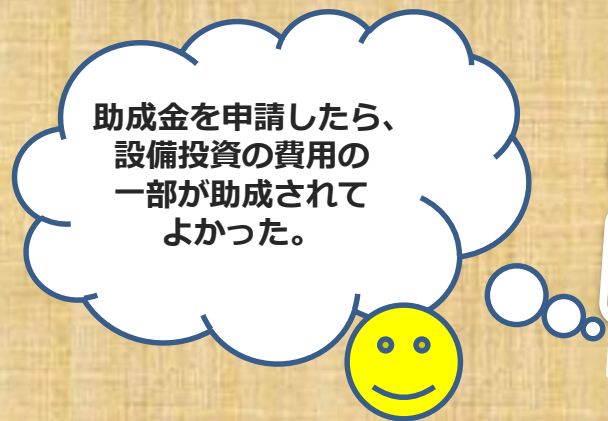
この業務改善助成金は、業務を改善する設備投資などを行い、同時に、事業場内で最も賃金が低い労働者の賃金を一定額以上引上げることで、設備投資などに要する費用の75～90%（上限あり）が助成されます。

最低賃金が改正される前の9月中に申請することで、最低賃金引上げ分を含めた賃金引上げを行い、同時に設備投資（増設、買い替え）などにより、生産性向上に取り組むことができるため、有利に業務改善助成金を活用することができます。

賃金の上げに併せて

**設備を購入（100万円）し生産性向上させ、
業務改善助成金を申請すれば80万円受給が可能
（受給は設備購入、賃金引上げの確認後になります）**

賃金の上げを行い、併せて
設備を購入（100万円）し生産性を向上



厚生労働省参考ウェブサイト

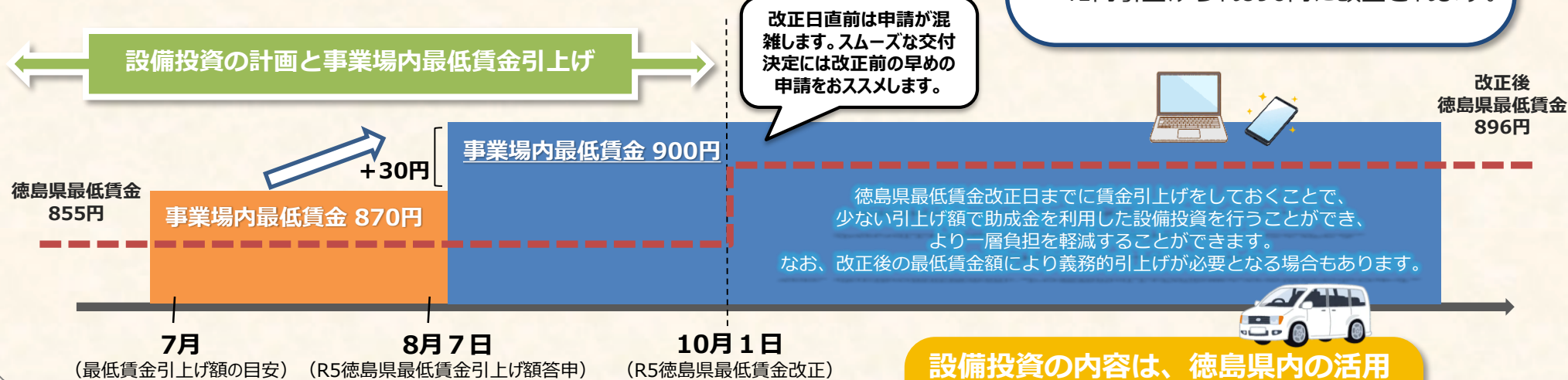
業務改善助成金

最低賃金特設サイト



賃金引き上げ時期によって負担が違います！

徳島県最低賃金の改正前に賃金を引き上げ申請するケース



- 事業場内最低賃金：870円
- 助成金利用コース：30円コース
- 徳島県最低賃金は令和5年10月1日に41円引上げられ896円に改正されます。

設備投資の内容は、徳島県内の活用事例をご覧ください！

徳島県版活用事例集

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/content/contents/001151182.pdf>



徳島県最低賃金の改正後に賃金を引き上げ申請するケース

